

保護者の皆さまへ

—町田市立小中学校における臨時休業期間の延長のお知らせ—

町田市では、東京都及び本市における新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえるとともに、国による「緊急事態宣言」及び東京都による緊急事態措置の発出を受け、4月6日（月）から5月6日（水）までを臨時休業期間として設定し、子どもの安全を第一に考える対応を継続してきました。

しかしながら、現時点においても全国及び東京都の感染状況は減少傾向に転じているか明確には示されていない状況です。また、国による緊急事態宣言の継続については、大型連休中に判断されるとの報道がされており、東京都教育委員会では、5月7日以降の学校の対応について、国の緊急事態宣言の動向や都知事の要請内容を踏まえる必要があることから、5月7日及び8日について、児童・生徒を登校させない日とすることとしました。

本市としましては、東京都及び本市における感染の状況を踏まえるとともに、子どもの安全を最優先とすること、5月7日は大型連休の翌日であり、保護者の皆さまへの十分な周知を行うことが難しい状況であること、子どもや保護者の皆さまが安心して学校再開に向けた段階的な準備ができるようにすることを目的として、5月7日（木）、8日（金）に加え、5月17日（日）まで臨時休業期間の延長を行います。なお、5月18日以降の学校再開等につきましては、今後の国や東京都の動向を踏まえて判断をしてまいります。

■ 臨時休業期間 5月7日（木）から5月17日（日）まで

■ 学習課題配布日

各小中学校では5月11日（月）から5月15日（金）までの期間で学習課題配布日を1日設定します。少人数での分散登校の措置をとります。

■ 子どもの居場所確保

子どもの居場所確保として、5月7日（木）から5月15日（金）まで小学校においてのお子様の預かりについても延長いたします。

2020年4月28日
町田市教育委員会